


## ◆その他

内 容	窓 口
<input type="checkbox"/> 納税管理人の手続き ※収入がある方 ※土地・家屋・償却資産を所有されている方 《LINEからも申請いただけます!》  ←お手続きはこちらから	市民税課 (南舎2階) TEL(0565)34-6617 資産税課 (南舎3階) TEL (0565)34-6618
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車・オートバイ・軽自動車等をお持ちの方	市民税課 (南舎2階) TEL (0565)34-6877
<input type="checkbox"/> 1億円以上の有価証券等を所有している方	豊田税務署資産課税部門 TEL (0565)35-7777 (音声案内)
<input type="checkbox"/> こども園の退園手続	各こども園
<input type="checkbox"/> 小学校、中学校の転校手続 ※現地で通う学校により、必要な手続が異なります。	各小学校、中学校

## ◎ 問合せ

豊田市役所 電 話：(0565)31-1212 F A X：(0565)33-2221 ホームページ <a href="https://www.city.toyota.aichi.jp">https://www.city.toyota.aichi.jp</a>	
市民課 (0565)34-6768	下山支所 (0565)90-4411
旭支所 (0565)68-2211	高岡支所 (0565)53-7779
足助支所 (0565)62-0600	高橋支所 (0565)80-0077
稲武支所 (0565)82-2511	藤岡支所 (0565)76-2103
小原支所 (0565)65-2001	松平支所 (0565)58-0001
上郷支所 (0565)21-0001	石野出張所 (0565)41-2001
猿投支所 (0565)45-1211	保見出張所 (0565)48-8006
開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日	

## 国外転出される方へ

## ★帰国後の手続について (転入届)

問合せ先 市民課 記録担当 TEL (0565)34-6768

帰国後は新しい住所に住み始めてから14日以内に『転入届』を行ってください。

## ◀転入届に必要なもの▶

- 帰国者全員のパスポート
- 日本への入国日が証明できるもの (入国スタンプ、搭乗券、航空券等)
- マイナンバーカード (お持ちの方のみ転入時に回収します)
  - ※前のカードを紛失した場合、転入後のマイナンバーカード再申請には、手数料 (1,000円) がかかります。
- 戸籍謄(抄)本 (下の①～③にひとつでも当てはまる方)
- 附票謄(抄)本 (下の①～③にひとつでも当てはまる方)
  - ① 出国直前の住民登録地ではないところに転入される方
  - ② 日本に住民登録をしたことがない方 (国外で生まれた等)
  - ③ 国外にいる間に戸籍の届出をされた方 (氏名・本籍地等が変わった方)
  - ※戸籍謄(抄)本及び附票謄(抄)本は本籍地に転入される場合は不要です。

\*代理人により転入届をされる場合や豊田市以外に転入される場合は、上記のもの以外に必要な持ち物がある場合がありますので、転入先の役所・役場に事前にご確認ください。

## ★出国前の手続について

※市役所以外の手続 (郵便物・運転免許証など) は、ご自分で関係機関に住所変更の届出をしてください

## 印鑑登録をされている方へ

問合せ先 市民課 印鑑担当 TEL (0565)34-6733

- ・豊田市で印鑑証明書の発行ができるのは、転出予定日の前日までです。  
印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証、窓口に来られる方の本人確認書類を持参してください。
- ・豊田市の印鑑登録は転出日で廃止となります。転出日が届出日以前の場合は、印鑑登録証は返却してください。

## 国民年金 (第1号) に加入されている方へ

問合せ先 国保年金課 年金担当 TEL (0565)34-6638

国外転出された方はその間、国民年金の加入義務はなくなりますが、ご本人の申出により任意加入することができます。

## 国民健康保険又は後期高齢者医療に加入されている方へ

問合せ先【国民健康保険について】 国保年金課 TEL (0565)34-6637

【後期高齢者医療について】 福祉医療課 TEL (0565)34-6959

豊田市国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証が使用できるのは、国外転出日までです。国外転出日の翌日以降に医療機関等で豊田市の国民健康保険証又は後期高齢者医療保険証を使用されますと、保険者が負担した医療費用を返還していただくこととなります。国外転出の日付に合わせて、資格喪失日を調整する場合があります。

**医療費受給者証をお持ちの方へ**

**問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6743**

豊田市の医療費受給者証（子ども医療費受給者証など）は転出されると使用できません。転出してから医療機関等で豊田市の医療費受給者証を使用されますと、豊田市が負担した医療費用を返還していただくこととなります。転出届の際に豊田市の医療費受給者証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒にてお返しく下さい。

※再度豊田市に転入しても、お手持ちの受給者証は再使用できません

**健康診査受診券・予防接種券をお持ちの方へ**

**問合せ先【健康診査受診券について】健康政策課 TEL (0565)34-6956**

**【予防接種券について】感染症予防課 TEL (0565)34-6180**

豊田市からお送りした健康診査受診券・予防接種券は転出されると使用できません。国外転出(予定)年月日の翌日以降に受診券・予防接種券を使用すると、豊田市が負担した健診・予防接種費用を返還していただくこととなります。

以下の案内も参考にいただき、該当するものを手続してください


**詳しくは、各窓口におたずねください**

**一部の手続は支所・出張所でも行えます（内容により担当課で直接手続する場合があります）**

**◆保険・医療（豊田市で制度を受けていた方）**

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	・各医療費受給者証	福祉医療課（東庁舎1階） 医療費受給者証 TEL (0565)34-6743
<input type="checkbox"/> 障がい者(心身・精神)医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉給付金受給者証		後期高齢者医療 TEL (0565)34-6959
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証		・被保険者証
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	右記窓口でおたずねください	介護保険課（東庁舎1階） 保険料について TEL (0565)34-6634
<input type="checkbox"/> 特定疾患医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証(指定難病)	・受給者票又は受給者証	保健支援課（東庁舎4階） TEL (0565)34-6855
<input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証		
<input type="checkbox"/> B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証		
<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳	・戦傷病者手帳	総務監査課（東庁舎1階） TEL (0565)34-6706


**◆子育て（豊田市で制度を受けていた方）**

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 児童手当	・本人確認書類（運転免許証等）	こども家庭課(東庁舎2階) TEL (0565)34-6636 インターネット（あいち電子申請システム）からも申請可能です。 詳細はこちらで参照できます（豊田市ホームページ） 
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証	右記窓口でおたずねください	こども家庭課(東庁舎2階) TEL (0565)34-6636

**◆障がい者福祉（豊田市で制度を受けていた方）**

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	・各手帳	障がい福祉課（東庁舎1階） TEL (0565)34-6751
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	・手当証書（お持ちの方のみ）	
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい児通所サービスの受給者証	・受給者証	—

**◆生活**

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
<input type="checkbox"/> 水道を使用している方（使用中止） ※使用中止3営業日前までにご連絡ください	LINE・インターネットからも手続できます 	上下水道局料金課（西庁舎1階） TEL (0565)34-6654
<input type="checkbox"/> し尿くみとり券 ※廃止・払戻し・人数変更の手続	・本人確認書類（運転免許証等） ・くみ取り券	清掃業務課（清掃事業所） TEL (0565)71-3003

（清掃業務課：豊田市渡刈町大明神 39-3）

**\*窓口についての説明**

全支所…豊田市内にあるすべての支所・出張所で手続できます  
足助等…足助支所・旭支所・稲武支所・小原支所・下山支所・藤岡支所で手続できます  
市民課…市民課（豊田市役所南庁舎1階）で手続できます